日調連発第１３７号
令和７年８月２９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会会則の変更認可に伴う土地家屋調査士職務倫理規程の施行並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止について（通知）

日本土地家屋調査士会連合会第 82 回定時総会においてご承認いただきました土地家屋調査士職務倫理規程の制定並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止につきましては、日本土地家屋調査士会連合会会則の変更が法務大臣の認可を受けた本月 22 日をもって施行又は廃止されましたので通知します。

なお、各規程の全文は、それぞれ別添 1 から別添 3 のとおりです。

別添１

土地家屋調査士職務倫理規程

目次

第 1 章　綱領
第 2 章　一般規律
第 3 章　事件の受任、管理及び報告
第 4 章　業務の取扱い（調査・測量）
第 5 章　筆界特定手続・民間紛争解決手続
第 6 章　土地家屋調査士法人等
第 7 章　筆界調査委員・鑑定人等
第 8 章　雑則
附則

前文

土地家屋調査士は、その業務を通じて、不動産に関する国民の権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。その使命を深く自覚し、研鑽を怠らず、自律し、国民の信頼に応え続けるため、ここに土地家屋調査士が遵守すべき行為規範として、土地家屋調査士職務倫理規程を定める。

第１章　綱　領

（使命）

第１条　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記、土地の筆界を明らかにする業務、筆界特定の手続及び民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行うことにより、不動産に関する国民の権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

（公正誠実）

第２条　調査士は、その使命に鑑み、業務を公正かつ誠実に行う。

（品位の保持）

第３条　調査士は、その使命に鑑み、常に人格の陶冶を図り、教養を高め品位の保持に努める。

（規律の遵守）

第４条　調査士は、法令並びにその所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」といい、調査士会と併せて「調査士会等」という。）が定める規律を遵守しなければならない。

（資質の向上）

第 5 条　調査士は、自ら研鑽するとともに、調査士会等が実施する研修を受け、資質の向上に努めなければならない。
２　調査士は、その業務を行う地域における慣習や社会的慣行等の知識を深めるよう努めなければならない。
３　調査士は、調査士会等が指定する研修を受講しなければならない。

（司法制度への寄与）
第 6 条　調査士は、その使命を自覚し、調停委員、専門委員、鑑定人、所有者不明土地建物管理人等の活動を通じて、国民が利用しやすい司法制度の発展に寄与する。

（公益的活動等）
第 7 条　調査士は、その使命にふさわしい公益的な活動に参加し、公共の利益を実現することに努める。
２　調査士は、調査士会等の組織運営に協力し、調査士会等が行う事業に積極的に参加しなければならない。

（名誉の尊重）
第 8 条　調査士は、他の調査士及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」といい、調査士と併せて「調査士等」という。）並びに他の士業資格者の名誉を尊重し、相互に信義を重んじるものとする。

第 2 章　一般規律

（事務所）
第 9 条　調査士は、事務所を設けなければならない。
２　調査士は、二以上の事務所を設けることができない。
３　調査士は、調査士会の会則（以下「会則」という。）の定めるところにより、事務所に調査士の事務所である旨の表示をしなければならない。
４　調査士は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間中前項の表示又はこれに類する表示をしてはならない。

（職印）
第 10 条　調査士は、会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

（虚偽の調査、測量の禁止）
第 11 条　調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

（秘密保持等の義務）
第 12 条　調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
２　調査士は、補助者その他その業務に関与させた者（以下「補助者等」という。）があると

きは、その者が業務上知り得た秘密を保持させなければならない。

（業務上の権限濫用の禁止）
第 13 条　調査士は、業務上の権限を濫用してはならない。

（不当誘致行為等の禁止）
第 14 条　調査士は、不当な手段により事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。
２　調査士は、依頼者の紹介をしたことについて、その対価を受け取ってはならない。
３　調査士は、依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。

（依頼者以外の関係者からの利益の供与等の禁止）
第 15 条　調査士は、取り扱っている業務に関し、依頼者以外の関係者から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくはその約束をしてはならない。

（依頼者以外の関係者に対する利益の供与等の禁止）
第 16 条　調査士は、取り扱っている業務に関し、依頼者以外の関係者に対し、利益の供与若しくは供応をし、又はその申込みをし、若しくはその約束をしてはならない。

（広告又は宣伝）
第 17 条　調査士は、その広告又は宣伝をするときは、虚偽若しくは誇大な内容又は品位を欠く内容としてはならない。

（非調査士との提携の禁止等）
第 18 条　調査士は、調査士でない者に調査士の業務を取り扱わせ、若しくはその者に協力し、又は援助してはならない。

（他人による業務取扱いの禁止）
第 19 条　調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

（他資格者との連携）
第 20 条　調査士は、他の士業資格者と連携して業務を行う場合には、独立して自らの業務を行うとともに、他の士業資格者の役割を尊重しなければならない。

（補助者の届出）
第 21 条　調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、同様とする。

（従事者に対する指導監督）
第 22 条　調査士は、常に、補助者等の指導及び監督を行わなければならない。
２　調査士は、補助者等に、その業務を包括的に行わせてはならない。
３　調査士は、補助者等に、調査士の資格及び職能に基づく判断を行わせてはならない。

（私的関係の利用）
第 23 条　調査士は、その業務の遂行に当たり、公務員との私的な関係を不当に利用してはならない。

（品位公正を損なう事業への関与）
第 24 条　調査士は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業に関与してはならない。

（違法行為の助長等）
第 25 条　調査士は、違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）
第 26 条　調査士は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）を不当に利用し、その維持若しくは運営に関与し、又は反社会的勢力と密接な関係を持ってはならない。

第 3 章　事件の受任、管理及び報告

（依頼に応ずる義務）
第 27 条　調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（筆界特定手続代理関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。以下この条において同じ。）を拒んではならない。
２　調査士は、依頼を拒否し、又は依頼を受任しない場合には、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
３　調査士は、依頼を拒んだ場合において、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

（受任の内容の明確化）
第 28 条　調査士は、依頼者の本人確認をした上で、依頼の趣旨、内容及び範囲を明確にして受任しなければならない。
２　調査士は、依頼者に対し、依頼の趣旨を実現するため、その専門的判断に基づき必要な業務の内容等について、あらかじめ説明しなければならない。
３　調査士は、依頼の内容を明確にし、依頼者との紛争を予防するため、契約書等を作成するよう努めなければならない。

（報酬の明示）
第 29 条　調査士は、事件の受任に当たり、依頼者に対し、あらかじめ、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を明示して説明しなければならない。

（業務を行い得ない事件）
第 30 条　調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として

取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

2　調査士は、仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該事件に関する業務を行ってはならない。

3　調査士は、仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の依頼により鑑定を受託したときは、その職務上取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該事件に関する業務を行ってはならない。

第 31 条　調査士は、次に掲げる事件については、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号、以下「調査士法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号から第 6 号（第 4 号及び第 5 号に関する部分に限る。）までに規定する業務（以下「筆界特定手続代理関係業務」という。）を行ってはならない。ただし、第 3 号及び第 7 号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

⑴　筆界特定手続代理関係業務又は調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

⑵　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

⑶　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（調査士法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第 7 号において同じ。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

⑷　調査士法人の社員又は使用人である調査士（以下「社員等」という。）としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

⑸　調査士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

⑹　調査士法人の使用人である調査士として従事している期間内に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

⑺　調査士法人の使用人である調査士として従事している期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

第 32 条　民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる調査士は、前条各号に掲げる事件及び次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならない。ただし、同条第 3 号及び第 7 号に掲げる事件並びに第 2 号に掲げる事件については、受任

している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

⑴　調査士法人（民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。）の社員である調査士として従事している期間内に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

⑵　調査士法人の社員である調査士として従事している期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限り、調査士法第3条第1項第5号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

（見込みがない事件の受任）

第 33 条　調査士は、依頼者の期待するような結果を得る見込みがないことが明らかであるのに、その見込みがあるかのように装って事件を受任してはならない。

（有利な結果の請け合い等）

第 34 条　調査士は、事件について、依頼者に有利な結果を請け合い、又は保証してはならない。

（不正の疑いがある事件）

第 35 条　調査士は、依頼の趣旨が、その目的又は手段若しくは方法において、不正の疑いがある場合には、その事件の業務を行ってはならない。

2　調査士は、業務を開始した後に不正の疑いがあることが判明した場合には、依頼者にその理由を告げた上で、その事件を辞任しなければならない。

（公正を保ち得ない事件）

第 36 条　調査士は、その業務の公正を保ち得ない事由がある事件については、依頼者にその理由を告げた上で、依頼を拒むことができる。

2　調査士は、事件の受任に際して、その業務の公正を保ち得ない事由が発生するおそれがあり、又は現にその事由が発生した場合には、その事件を辞任する場合があることをあらかじめ依頼者に対し、説明しなければならない。

（特別関係の告知）

第 37 条　調査士は、事件の受任に際して、業務に関連する者と特別の関係があるために、依頼者との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対し、その事情を告げなければならない。

（事件の処理）

第 38 条　調査士は、事件を受任した場合には、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

2　調査士は、依頼者に対し、業務処理の経過等を説明し、依頼者との間の意思の疎通を図らなければならない。

3　調査士は、依頼者に対し、業務が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告し

なければならない。

（書類等の作成）

第 39 条　調査士は、依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類（民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を作成したときは、その書類の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならない。

２　調査士は、依頼者又は官庁に提供する電磁的記録を作成したときは、当該電磁的記録に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名を行わなければならない。

（預り書類等の保管）

第 40 条　調査士は、その業務に関して依頼者その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

２　調査士は、依頼者から又は依頼者のために預り金を受領したときは、自己の金員と区別して管理しなければならない。

（依頼者相互の認識の相違）

第 41 条　調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等に係る業務において、複数の依頼者の間に依頼の内容及び業務処理の方針に関して認識の相違が生じたときは、各依頼者に対し、その事情を聴取するなどして適切な処置をとらなければならない。

（信頼関係の喪失）

第 42 条　調査士は、受任した事件について依頼者との間の信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難な場合には、辞任その他の処置をとらなければならない。

（領収証）

第 43 条　調査士は、依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副 2 通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して依頼者に交付し、副本は、作成の日から 3 年間保存しなければならない。

２　前項の領収証は、電磁的記録をもって作成及び保存をすることができる。

３　第１項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載し、又は記録しなければならない。

（事件簿）

第 44 条　調査士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。

２　事件簿は、その閉鎖後 7 年間保存しなければならない。

（事件記録の保管等）

第 45 条　調査士は、前条に定める事件簿のほか、事件の内容、受領した金員、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作成し、関係書類とともに保存しなければならない。

２　調査士は、事件の記録及び関係書類を保管又は廃棄するに際しては、関係法令及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、依頼者及び関係者の秘密及

び個人情報が保護されるように注意しなければならない。

第 4 章　業務の取扱い（調査・測量）

（業務の取扱い）

第 46 条　調査士は、その業務を行うに当たり、連合会が別に定める要領を遵守しなければならない。

（資料等の調査・分析）

第 47 条　調査士は、その業務を行うに当たり、十分に資料等の調査、収集及び分析に努めなければならない。

（収集資料の取扱い）

第 48 条　調査士はその業務の遂行上収集した資料を成果物として依頼者に交付するものを除き、第 45 条の規定に従って、関係法令及び個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

（現地調査）

第 49 条　調査士は、その業務を行うに当たり、その業務の目的に応じた十分な資料等の調査、収集及び分析に基づき、現地調査を行わなければならない。

２　調査士は、現地調査を行うに当たり、第三者が所有する土地等に立入りをしなければならないときは、その所有者、代理人、管理者及び占有者等に許諾を求める等、民法その他の法令に従って立ち入らなければならない。

（安全管理）

第 50 条　調査士は、調査又は測量に当たり、関係者の安全に十分配慮しなければならない。

（関係者との立会い）

第 51 条　調査士は、その業務を行うに当たり、関係者との立会いを要するときは、依頼者との協議の下に計画的に実施するよう努めなければならない。

２　調査士は、関係者との立会いがある場合には、その関係者が本人又は代理人であるかを確認しなければならない。その関係者が代理人である場合には、本人との関係及び代理権限の有無をも確認しなければならない。

（職務上請求書の取扱い）

第 52 条　調査士は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書について、調査士会の定める規程に従い、調査士の職務を遂行する上で必要な場合に限って使用することができる。

第 5 章　筆界特定手続・民間紛争解決手続

（紛争解決における役割）

第 53 条　調査士は、筆界特定手続及び民間紛争解決手続においては、土地の筆界の専門家と

して、筆界に関する地域の慣習等の知識を深め、誠実に業務を行うことにより、その手続における調査士の役割に従って、土地の筆界に関する紛争を適正かつ公正に解決することに努めなければならない。

（制度の説明）

第 54 条　調査士は、依頼者に対し、土地の筆界の特定、紛争解決に関する法制度について十分説明するよう努めなければならない。

（偽証のそそのかし等）

第 55 条　調査士は、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務において、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽の証拠を提出し、若しくは提出させてはならない。

（相手方本人との直接交渉等）

第 56 条　調査士は、代理人として受任した筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関し、相手方に代理人があるときは、特別の事情がない限り、その代理人の了承を得ないで相手方本人と直接交渉してはならない。

２　調査士は、前項の場合において、相手方に代理人がないときは、その無知又は誤解に乗じて相手方を不当に不利益に陥れてはならない。

（民間紛争解決手続代理関係業務の遂行）

第 57 条　調査士は、受任した民間紛争解決手続代理関係業務について、共同で受任した弁護士と十分な意見交換等を行い、その事件の管理に十分な注意を払い、業務を行わなければならない。

（共同受任弁護士との意見不一致）

第 58 条　調査士は、民間紛争解決手続代理関係業務において、共同で受任した弁護士との間に事件の処理について意見が一致しないこと等により辞任を申し出るときは、あらかじめ依頼者に対し、その事情を説明しなければならない。

第 6 章　土地家屋調査士法人等

（遵守のための措置）

第 59 条　調査士法人は、社員等がこの規程を遵守するため、必要な措置をとるように努めなければならない。

（社員の常駐）

第 60 条　調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（社員の競業の禁止）

第 61 条　調査士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲

に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となってはならない。

（秘密の保持）

第 62 条　調査士法人の社員等は、他の社員等の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その調査士法人の社員等でなくなった後も同様とする。

（特定の事件についての業務の制限）

第 63 条　調査士法人は、次に掲げる事件については、筆界特定手続代理関係業務を行ってはならない。

⑴　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

⑵　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

⑶　筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（調査士法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務として受任している事件を除く。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

⑷　使用人である調査士が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

⑸　調査士法第 22 条の 2 第 1 項に規定する事件、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件又は同条第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件

⑹　民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法人にあっては、調査士法第 3 条第 2 項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

第 64 条　民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならない。

⑴　前条第 1 号から第 4 号までに掲げる事件

⑵　調査士法第 22 条の 2 第 1 項に規定する事件、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件又は同条第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件

（民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い）

第 65 条　民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うことができない。

（事件情報の記録等）

第 66 条　調査士法人は、業務を行い得ない事件を受任することを防止するため、取扱事件の依頼者、相手方及び事件名等の情報を記録し、当該調査士法人の社員等が閲覧できるようにしなければならない。

（調査士法人の使用人調査士）

第 67 条　調査士法人が、調査士を使用人とする場合には、平成 20 年 12 月 19 日付け日調連発第 317 号日本土地家屋調査士会連合会長見解（調査士法人の使用人調査士に関する見解及び運用に関する見解）を踏まえなければならない。

（調査士に関する規定の準用）

第 68 条　第 1 条から第 5 条まで、第 9 条から第 29 条まで及び第 33 条から第 52 条までの規定は、調査士法人について準用する。

第 7 章　筆界調査委員・鑑定人等

（筆界調査委員）

第 69 条　調査士は、筆界調査委員に任命されたときは、その職責に鑑み、調査士としての使命を果たすため、公正かつ誠実に業務を遂行し、筆界特定手続制度の発展に努めなければならない。

（司法手続への寄与）

第 70 条　調査士は、司法手続における鑑定人、財産管理人、調停委員、司法委員及び専門委員等の依頼があったときは、原則として受けるものとし、紛争の解決及び権利の明確化に寄与するものとする。

第 8 章　雑則

（相互協力）

第 71 条　調査士は、その業務遂行によって得られた成果物等に関して、他の調査士から照会があった場合には、互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について可能な限り協力するように努めなければならない。この場合の成果物等の取扱いに当たっては、依頼者との関係、秘密事項、個人情報等に配慮しなければならない。

（他の事件への介入）

第 72 条　調査士は、他の調査士が受任している事件について、その依頼者の意思に反して不当にその事件に介入してはならない。

（紛議の処理）

第 73 条　調査士は、依頼者と紛議が生じた場合には、依頼者との信義に従い誠実に話し合い、解決するよう努めなければならない。

２　前項による解決が困難な場合には、土地家屋調査士会の紛議の調停等により、円満に解決するよう努めなければならない。

（調査士間の紛議）

第 74 条　調査士は、他の調査士と紛議が生じた場合には、互いの信義に従い誠実に協議し、解決するよう努めなければならない。

２　前項による解決が困難な場合には、土地家屋調査士会の紛議の調停等により、円満に解決するよう努めなければならない。

（制定・改廃）

第 75 条　この規程の制定及び改廃は、総会の決議による。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、連合会会則の一部改正（第 66 条の 2、第 68 条の 2）の法務大臣の認可の日（令和 7 年 8 月 22 日）から施行する。

（土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止）

２　土地家屋調査士倫理規程（平成 30 年 6 月 20 日施行）及び土地家屋調査士職務規程（令和 2 年 8 月 1 日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。